

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税等の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる市税等

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人市民税・県民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税などほぼすべての税目が対象になります。

※令和3年2月2日以降に納期限が到来する令和2年度個人市民税・県民税（特別徴収）令和3年1～5月分、令和2年度固定資産税第4期、令和2年度国民健康保険税第8期等は特例猶予の対象とはなりません。

猶予を受けるための手続については裏面へ

最近において、他の行政機関（例えば税務署）や年金事務所で同様の基準による猶予の特例の許可をうけた場合、その猶予申請書及び許可通知書の写しを提出いただくと、提出する書類②～③を省略することができます。

申請手続等

■申請の期限（当日消印有効）

納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。

■提出する書類（提出書類に不備・不足があると審査にお時間をいただく場合があります）

①徴収猶予申請書（特例）

申請の期限内に提出してください。税目によって納税通知書の発送時期が分かれるので複数回提出してもらう場合があります。

②収入の減少等の事実があることを証する書類（売上帳、給与明細、預金通帳等）

③一時に納付し、又は納入を行うことが困難であることを証する書類（預金通帳、現金出納帳等）

※資料の提出が困難な場合は口頭でお伺いします。

■提出の方法

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による提出にご協力ください。

■猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、担当課から猶予の許可又は不許可を通知いたします。審査に1か月程度を要する場合があります。

※督促状、催告書、口座振替不能通知書等が行き違いにより発送される場合がございます。

口座振替をご利用中の方へ

- ・特例猶予が許可された税目の口座振替は取消（廃止）となりますが、猶予許可前に口座振替がされたものに関しては還付となりませんのであらかじめご了承ください。
- ・事前に口座振替の取消（廃止）をご希望の方は、納期限の8開庁日前までに担当課までご相談ください。

詳しくは

下記ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.saitama.jp/001/004/003/p071146.html>

さいたま市 コロナ 納税

検索

担当課（郵送先）

北部市税事務所 納税課		南部市税事務所 納税課	
（西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、法人）		（中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、法人を除く市外）	
住所 〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1 （大宮区役所 5階）		住所 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 6-4-21 （ときわ会館 2階）	
電話番号	FAX	電話番号	FAX
納税第1係 048-646-3081	048-646-3121	納税第1係 048-829-1732	048-829-1964
納税第2係 048-646-3049			
特別滞納整理係 048-646-3039			
法人納税係 048-646-3043			

※従業員の給与所得者異動届出については、北部市税事務所 法人課税課 特別徴収係（048-646-3271）まで。